

## 広島市消防団サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市消防団サポーター制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第18条の規定に基づき、広島市消防団サポーター制度の運用について、必要な事項を定めるものである。

(申請及び登録)

第2条 実施要綱第4条第1項に規定する広島市消防団サポーター登録申請書等は、登録希望する行政区の消防署に申請することを原則とする。

2 実施要綱第4条第2項に規定する広島市消防団サポーター登録証（以下「登録証」という。）の交付、広島市消防団サポーター登録台帳（以下「登録台帳」という。）への登録は、登録を希望する者が登録希望する行政区の消防署の警防課長が行うものとする。

(登録内容の変更)

第3条 実施要綱第7条に規定する広島市消防団サポーター登録内容変更届は、登録証を交付した行政区の消防署に届け出ることを原則とする。

2 登録台帳の登録内容の変更は、登録内容の変更が生じた広島市消防団サポーター（以下「サポーター」という。）を登録する消防署の警防課長が行うものとする。

(登録の継続)

第4条 実施要綱第8条に規定するサポーターに対する照会は、消防署の警防課長が、登録するサポーターに対し行うものとする。

(登録の抹消)

第5条 実施要綱第9条第1項に規定する広島市消防団サポーター登録抹消申請書は、登録証を交付した行政区の消防署に申請することを原則とする。

2 実施要綱第9条第2項第1号又は同条同項第2号の規定により、サポーターの登録を抹消しようとする消防署の警防課長は、該当のサポーターへの聞き取りなどにより、事実確認を行うものとする。

3 実施要綱第9条第2項第3号の規定により、サポーターの登録を抹消しようとする消防署の警防課長は、別紙様式により消防団室長に協議するものとする。

4 消防団室長は、前項の協議に対し書面で回答するものとする。

5 実施要綱第9条第3項に規定する広島市消防団サポーター登録抹消通知書による通知や登録台帳からの抹消は、抹消しようとするサポーターを登録している消防署の警防課長が行うものとする。

6 実施要綱第9条第4項に規定する消防団長による報告は、消防署の警防課長に行うものとする。

(研修)

第6条 実施要綱第2条第1項第3号に規定する研修は、消防署の警防課長が行うものとする。

(活動の要請)

第7条 消防署の警防課長は、必要に応じ、消防団長に対し、サポーターの活動要請についての具申を行うものとする。

2 消防署の警防課長は、サポーターに活動を要請するものとする。

3 サポーターは、登録証を交付した行政区の消防署に集合することを原則とする。

4 集合場所から活動場所へは、消防団員や消防署員が運行する車両での移動を原則とする。

(傷害時等の対応)

第8条 サポーターの傷害等を確認した消防署の警防課長は、確認した内容を消防団室長に速やかに報告するものとする。

2 実施要綱第16条に規定する保険の請求事務は、消防署の警防課長と調整を行いながら、消防団室長が行うものとする。

(委任規定)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、消防団室長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。

年 月 日

消 防 団 室 長 様

〇〇消防署警防課長

## 広島市消防団サポーターの登録の抹消について（協議）

広島市消防団サポーター制度実施要領第5条第3項の規定に基づき、広島市消防団サポーターの登録の抹消について、次のとおり協議します。

氏 名	
生年月日	
住 所	
学校名	
登録年月日	
登録番号	
登録の抹消を 要する理由	